

令和4年度第1回第18期横浜市文化財保護審議会次第

日時：令和4年7月12日（火）

午後6時半から

場所：横浜市役所18階会議室

開 会

1 教育長あいさつ

2 委員自己紹介

3 職員紹介

4 議事

- (1) 会長及び副会長の互選について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- (2) 部会の設置及び所属委員の指名について・・・・・・・・資料1・2
- (3) 令和4年度文化財保護審議会及び部会の日程（案）について・・資料3
- (4) 指定文化財の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・資料4
- (5) 指定文化財の解除について・・・・・・・・・・・・・・・・資料5

5 報告事項

- (1) 令和4年5月現在の市内指定文化財等について・・・・・・・・資料6
- (2) 令和4年度文化財関連事業について・・・・・・・・資料7・8
- (3) 横浜市文化財保存活用地域計画について
- (4) 指定文化財 木造日蓮聖人坐像（上行寺所蔵）の修理について・資料9

6 その他

閉 会

第18期 横浜市文化財保護審議会委員名簿

※令和4年6月時点

※五十音順、敬称略

No.	氏名	現勤務先・役職等	専門
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授	絵画
2	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授	建築（民家・社寺）
3	おおやつ さなえ 大谷津 草苗	昭和女子大学教授	民俗（芸能）
4	かしま まさる 加島 勝	大正大学特任教授	工芸（金工）
5	くろしま のりこ 久留島 典子	神奈川大学教授	歴史（中世）
6	たかはし のりこ 高橋 典子	シルク博物館副館長	民俗
7	てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学名誉教授	考古（中世）
8	にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授	歴史（中世）
9	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学教授	造園
10	ひらの たけし 平野 卓治	日本大学教授	歴史（古代）
11	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授	植物生態学
12	ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学教授	保存科学・石造文化財
13	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学名誉教授	建築（近代和風）
14	みどう しま ただし 御堂島 正	大正大学特任教授	考古（旧石器～縄文）
15	やすむろ さとる 安室 知	神奈川大学教授	民俗
16	やまもと つとむ 山本 勉	鎌倉国宝館長	彫刻
17	よした こういち 吉田 鋼市	横浜国立大学名誉教授	建築（近代）

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

横浜市文化財保護審議会の設置について

○横浜市文化財保護条例 ～抜すい～（昭和62年12月横浜市条例第53号）

第9章 横浜市文化財保護審議会

(設置)

第54条 教育委員会に、横浜市文化財保護審議会（以下「審議会という。」）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

(組織)

第55条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 教育委員会は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(審議会への諮問)

第56条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 市指定史跡名勝天然有形文化財の指定及びその指定の解除

(6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除

(7) 市選定保存技術の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(8) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要な事項

2 省略

(運営等)

第57条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○横浜市文化財保護条例施行規則 ～抜すい～

(昭和63年3月横浜市教育委員会規則第10号)

第8章 横浜市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第52条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第53条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第54条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

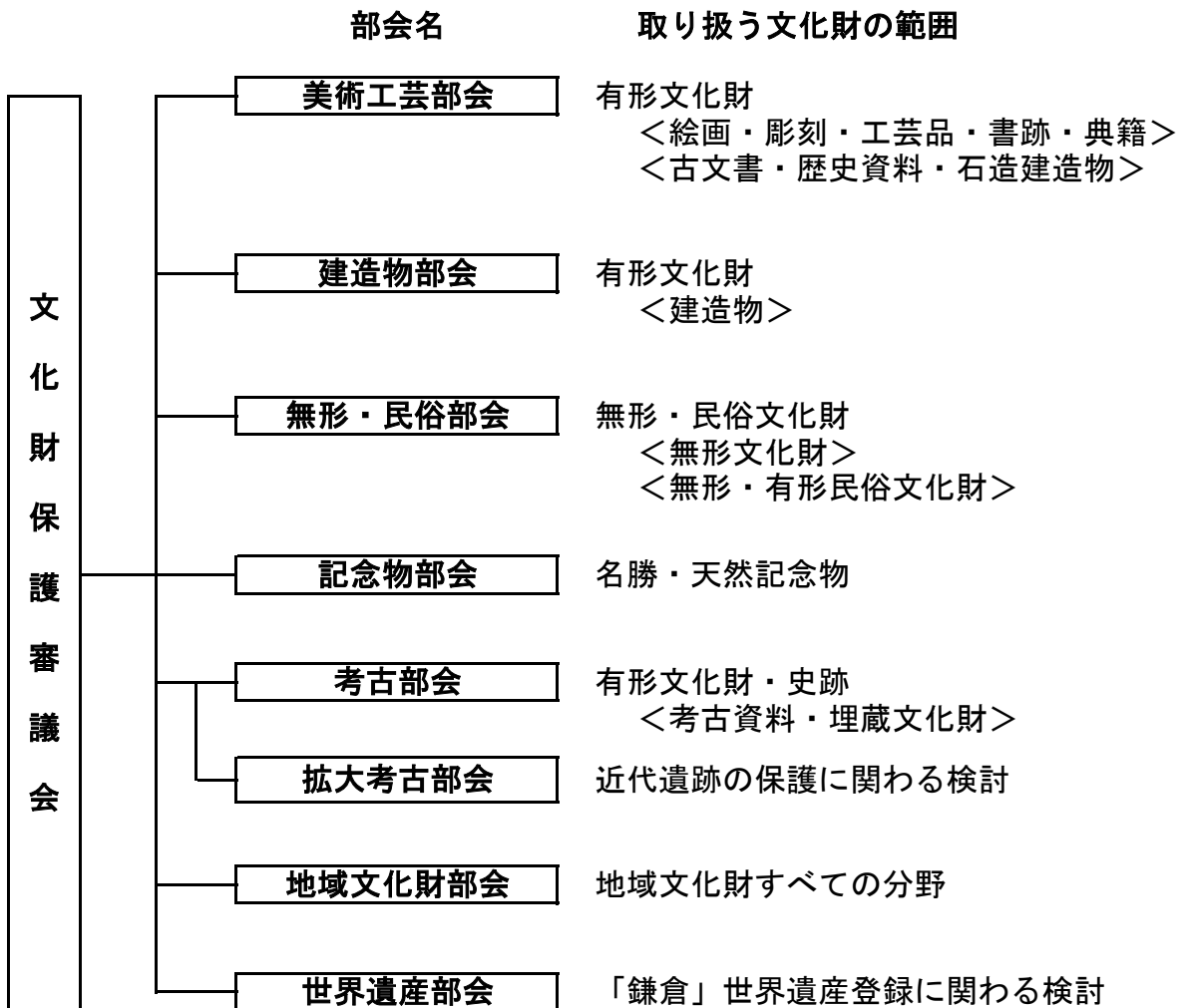
(庶務)

第56条 審議会の庶務は、横浜市教育委員会事務局において処理する。

(会長への委任)

第57条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

部会の設置（案）について



各部会は必要に応じて他の部会に属する審議会委員の意見聴取、有識者の意見聴取を行う。

令和4年度 第18期横浜市文化財保護審議会及び部会の日程（案）

項 目		令和4年									
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文化財保護審議会			☆ 諮問審議 ・答申			☆ 諮問審議 ・答申			☆ 意見聴取		
部 会	指定・登録候補絞り込み	☆			☆						
	指定・登録候補調査		—————								
	指定・登録候補審議 (1～3回)		—————								
	指定・登録調書作成 (担当委員)	—————									
指定・登録 手続き (事務局)	教育委員会			☆(8月下旬)		☆(10月下旬)					
	所有者との調整	—————									
	記者発表			☆ (教育委員会終了後)		☆ (教育委員会終了後)					
	指定・登録告示			☆(8月下旬)		☆(11月上旬)					
その他	普及啓発						—————				
	修理補助事業の検討	—————									

横浜市指定有形文化財（建造物）

1 名称	永勝寺 面掛如来堂
2 員数	一棟
3 指定年月日	令和4年8月25日（予定）
4 所在の場所	横浜市戸塚区下倉田町1021
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人永勝寺 代表役員 田口 壽人
6 構造及び形式並び に高さその他大き さを示す事項	木造、桁行三間、梁間三間、宝形造、銅板葺、 正面一間向拝付
7 建築の年代又は 時代	安永3年（1774）
8 創建及び沿革	指定調書のとおり
9 むな札、墨書その他 参考となるべき事項	指定調書のとおり
添付するもの	写真及び図面

永勝寺は戸塚区下倉田に所在する浄土真宗大谷派寺院である。如来堂は南西へ深まる谷戸の麓、本堂東南にあたるやや高い場所に北面する。

寺蔵の『相州鎌倉郡山ノ内之庄下倉田村、龍臥山祥瑞院永勝寺、面掛如来笠乞太子、御相殿略縁起』(元文5年1740刊、文久3年1863再版、以後略縁起という)は「昔天台宗の名藍なりしが、祖師親鸞聖人関東行化のころ帰依して真宗の門下に列る」とある。

本尊は阿弥陀如来立像(高124.4cm、14世紀の鎌倉時代、通称「面掛如来」)である。また、正面向かって左脇仏龕の厨子に、神奈川県指定文化財の聖徳太子立像(高127.7cm、鎌倉時代、通称「笠乞太子」)を安置する。

如来堂は、正面3間(18.6尺、約5.64m)・側面3間(18.6尺)の方3間仏堂で、柱間はすべて6.2尺(約1.88m)とし、正面中央に1間向拝を設ける。屋根は宝形造・銅板葺で屋頂に露盤宝珠を備える。ただし、本来の屋根は茅葺で、昭和30年代に銅板葺に改めた。

建築年代に関する手掛かりは、寺蔵の過去帳当寺代々記に「安永七年戊午 安永三年如来堂建立ス者ハ淳雅代」という記述があるという(参考文献1)。如来堂の木鼻・蟄股・組物実肘木・向拝虹梁絵様・同海老虹梁絵様などの装飾細部は18世紀後期頃の特徴を示すので、現在の如来堂は安永3年(1774)の建築とみてよいだろう。

如来堂平面は、正面からみて2間後方に丸柱を2本立て、この丸柱列により堂内を前後2分する。そして丸柱列の後方中央間は箱型須弥壇を設け、同両脇間は須弥壇よりも後退した位置に同高の箱型檀を備えた脇仏龕を設ける。この構成だけ見ると後方1間分が内陣で前方2間分が外陣のように見える。前方2間分は天井が一連であることも上記の判断に適応する。ただし丸柱列の内法下は開放で、間仕切は設けていない。

一方、堂内の床高に注目すると、正面から1間位置に床框を配し、後方2間分を上段とする。現住職によると、上段の前半部分は僧侶の座として用い、参拝者の座は正面1間部分の床の低い部分に限られるという。浄土真宗寺院仏堂は、内陣と余間を上段とする場合が多いので、その通例に倣うと上段区分が内

外陣境と見ることもできる。その場合、丸柱列より後方は内々陣という認識かもしれない。

このように、永勝寺如来堂は小規模な方3間仏堂であるが、内部柱列と上段構えの構成が大きな特徴といえる。横浜市内および神奈川県下の近世3間仏堂を通覧した場合、唯一の存在といえる（表1）。

如来堂の外周部は、延石基礎^{のべいしきそ}上に面取り角柱^{かくはしら}（5.5寸角）を土台^{どだい}建し、貫^{ぬき}・大引^{おおびき}・切目長押^{きりめなげし}・内法長押^{うちのりなげし}・頭貫^{かしらぬき}・台輪^{だいわ}で繋ぐ。柱頂部^{つな}は粽^{はしら}（先端^{ちまき}をやや細く狭める加工）を施し、頭貫と台輪は木鼻^{みつどわくひじき}を延ばす。組物は三斗^{みつど}枳^{わく}肘木^{ひじき}とし、外部の手先肘木^{なかせなえ}は拳鼻^{なかせなえ}に作る。中備^{なかせなえ}（組物と組物の間に備える装置）は臺股^{なかせなえ}を配す。組物と中備は絵様^{えよう}刳形^{くりがた}付^{つき}の実肘木^{えようくりがたつき}を備えて軒桁^{のき}を受ける。

柱間は、正面中央間に双折^{もろお}れ棧唐戸^{さんからど}を藁座^{わらざ}で吊り込み、正面^{りょうわきま}両脇間^{りょうわきま}と側面前^{りょうわきま}から第1間^まと第2間^まは舞良戸^{まいらど}引き違い^{まいらど}とし、側面^{こうたんま}の後端間^{こうたんま}と背面^{かくま}各間^{しつくい}は漆喰^{しつくい}塗土壁^{ぬりつちかべ}とする。縁^{えん}は4周^{えん}に切目縁^{きりめえん}を巡らし正面中央^{もくかい}に3級木階^{もくかい}を設ける。東側面中央^{もくかい}の3級木階^{もくかい}は近年の設置で、木階^{もくかい}は正面のみ設けていた。なお、現在の切目縁^{もくかい}は4周同高^{もくかい}で、切目長押^{もくかい}も同高に取り付けているが、両側面^{もくかい}の前^{もくかい}から第2柱より後方は縁^{もくかい}と切目長押^{もくかい}が一段高い位置に取り付いていた。

向拝^{からとめんとり}は唐戸面取^{かくはしら}の角柱^{そせきだて}（6.5寸角）を礎石^{そせきだて}建し、本堂正面柱^{そせきだて}と海老虹梁^{そせきだて}で繋ぎ、向拝柱^{そせきだて}同士は虹梁^{そせきだて}状頭貫^{そせきだて}で繋ぐ。向拝柱頂^{そせきだて}の木鼻^{そせきだて}は唐獅子^{そせきだて}と象^{そせきだて}の彫物^{そせきだて}を備え、組物^{そせきだて}は手挟^{たばさみ}を備えた連三斗^{つれみつど}で、中備^{つれみつど}は臺股^{つれみつど}とする。組物と中備^{つれみつど}は絵様^{えよう}刳形^{くりがた}付^{つき}の実肘木^{えようくりがたつき}を備えて軒桁^{のき}を受ける。

如来堂内部は径7寸の丸柱2本を礎石^{そせきだて}建とし、丸柱と側面柱^{そせきだて}は貫^{ぬき}・大引^{おおびき}・頭貫^{かしらぬき}・台輪^{だいわ}で繋ぎ柱列^{そせきだて}を形成し、頭貫^{かしらぬき}下は3間とも床面^{そせきだて}まで開放する。ここでは建具^{そせきだて}や壁^{そせきだて}の間仕切^{そせきだて}痕跡^{そせきだて}は認められず当初^{そせきだて}から頭貫^{かしらぬき}下^{そせきだて}を開放する。丸柱^{そせきだて}位置^{そせきだて}の組物^{そせきだて}は三斗^{みつど}枳^{わく}肘木^{ひじき}で、中備^{つれみつど}は臺股^{つれみつど}を配す。ともに絵様^{えよう}刳形^{くりがた}付^{つき}の実肘木^{えようくりがたつき}を備える。

一方、丸柱と背面柱^{そせきだて}は大引^{おおびき}・頭貫^{かしらぬき}・台輪^{だいわ}で繋ぎ、内陣中央^{そせきだて}の本尊^{そせきだて}安置^{そせきだて}空間^{そせきだて}を区画^{そせきだて}する。ただし現在^{そせきだて}頭貫^{かしらぬき}は切除^{そせきだて}されている。また、頭貫^{かしらぬき}位置^{そせきだて}より下方^{そせきだて}は脇^{そせきだて}仏^{そせきだて}

龕板壁が存在する以外は開放する。

床は全面板敷きで大引上に根太を配して床板を張る。ここで根太と床板に古材を留めるのは須弥壇と脇壇位置のみである。それ以外の根太と床板は近年の取替材で、正面1間分は床板上に絨毯を仮設する。現状の床面は、框・敷居の上面高さとの差異があるので、本来の床面は畳敷きだった可能性があるが、丸柱は現状床面まで塗装されており、少なくとも堂内の塗装を行った時期以後は化粧板敷きとなった。

天井は、前方2間分について出組形式の組物で天井桁を支え、天井桁下面より少し上方にクロス張りの鏡天井を設ける。また、後方1間分は、中央間について天井桁より一段高くクロス張り鏡天井を設け、同脇間は天井桁よりもやや上方にクロス張り鏡天井を設ける。後方中央間は天井桁に棹縁痕跡が認められるので、本来は棹縁天井であったものを撤去して一段高い位置に天井を設置した。これ以外は旧天井下に合板下地を施してクロス張りしたと考えられるので、現天井上に旧天井が残っている可能性は高い。

須弥壇等の造作は、須弥壇両脇に旧脇仏龕柱の切断痕(3.8寸角)が残る。この柱は大引上から立ち、須弥壇や脇壇部材よりも部材の風合いが新しい。一方、脇仏龕の付柱は足固貫上から内法長押上までが古く、上方は補足材である。しかも補足材は台輪高さに仕口痕と継木があり、現状のように仏龕上端を天井まで延ばしたのは一時代降る。さらに仏龕正面は付柱と仏龕柱に扉吊の輪金具が残るので、両開き扉を設けていた時期がある。なお、現状の内法長押は付柱位置より後方が切断された痕跡がある。したがって付柱は脇仏壇の框を受けるために当初から設置されており、この時は内法長押が如来堂背面まで通っていた。そして最初に脇仏龕形式へ改造した際の仏龕柱は須弥壇脇に立ち、脇仏龕の上辺は如来堂頭貫高さで終わっていた。その後、仏龕柱を少し脇へ移動し、丸柱と背面柱間の頭貫を切除した際に、脇仏龕に両開き扉を設け、上辺を如来堂天井まで延ばし、内々陣の見え掛かりや内陣・外陣の塗装彩色を行ったと考えられる。この改造は、明治45年銘を有する本尊厨子(宮殿)を須弥壇上に安置するためと考えるのが妥当である。なお、現状の須弥壇前方の突出部が当初まで遡るか否か明確でない。

塗装・彩色は、外部の彫物・絵様をはじめ虹梁・海老虹梁の眉や錫杖彫に胡粉

下地したじが認められ、この部分は平彩色されていたことがわかる。この彩色が当初

まで遡るか否かは不明である。内部は、柱に素木と白檀塗の2種が認められ、長押は白檀塗である。そして組物と墓股は絵様のみ黒塗りした素木、白檀塗、彩色の3種類が認められる。琵琶板は彩色が認められる。現状脇仏龕内部の組物は絵様のみ黒塗りした素木で、これが内部の当初の状態である。したがって塗装についても明治45年銘の本尊厨子(宮殿)施入時に頭貫切除や天井かさ上げと合わせて改修されたとみるのが妥当である。すなわち明治45年の本尊厨子施入は、如来堂にとって須弥壇と脇仏龕の改修、須弥壇上の天井かさ上げ、内部全体の塗装彩色の新設などを伴う大がかりなものであった。外周部の縁と切目長押の改修もその時かもしれない。

軒は出桁造^{だしげたづくり}の出桁前方に一軒半^{ひとのきはんしげるたるき}繁垂木^{せがい}を配した「せがい軒(和船の船柁にちなむ)」で、出桁造^{こてんじょう}の小天井は垂木配置に揃えて根太^{ねだ}を配する。垂木先端には茅負^{かやおい}・裏甲^{うらごう}を重ねる。このうち、軒桁^{のきけた}までは当初材と認められるが、出梁以上は茅葺き屋根を銅板葺きに改造した昭和30年代に造り替えているようである。ただし、向拝の海老虹梁^{たばさみ}や手挟のおさまりから見て、現状の出桁位置は旧状を踏襲した可能性が高い。

なお、略縁起は如来堂を入母屋造・茅葺きに描くが、茅葺き時代の具体的な屋根形式は明確でない。現状の天井に改め口がないので小屋組が確認できないが、今後の屋根修理機会などに小屋組を確認すれば、原形の把握は可能と考えられる。

以上をふまえると、永勝寺如来堂の文化財的価値は以下のように総括できる。

- ・近代以降の改造や改修が軒・屋根・縁廻り・内々陣廻り・天井・床など広範囲に及んでいるものの、軒桁以下は建築当初の部材が残り、平面規模は向拝も含めて当初規模を良く留めている。
- ・建築年代は、装飾細部の様子や部材の経年状況から判断して、寺蔵記録が伝える安永3年(1784)が妥当である。
- ・上記年代における近世仏堂は少なからず現存するが(表2)、永勝寺如来堂は神奈川県下の近世3間仏堂の中で上段構えと柱間区分による堂内空間構成に大きな特徴を持ち、同様な例は他に確認できない。また、この空間特性が浄土真宗仏堂に由来するものか否かは明確ではないが、浄土真宗の近世3間仏堂は遺

構自体が少ない(表2の60件中永勝寺如来堂が唯一)。こうした点からも貴重な現存例として注目すべきである。

したがって、軒・屋根の改造が大きいものの、横浜市の近世建築社寺建築の様相を伝える貴重な実例として継承していくべき存在である。

参考文献

1. 『横浜の近世社寺建築—横浜市近世社寺建築調査報告書— II 寺院編』（横浜市教育委員会文化課、平成3年度）
2. 『神奈川県近世社寺建築調査報告書』（神奈川県教育委員会、平成5年3月）
3. 『新横須賀市史 別編 文化遺産』（横須賀市、平成21年6月）

	床なし		床あり								小計		合計	
	(土間式)		内部単室		前1間外陣		前2間外陣		前1間外陣・前2間外陣の2面性的特徴					
	3間仏堂	6	3	15	3	19	1	19	2	1 永勝寺如来堂		54	6	60

参考文献1～3をもとに大野敏作成。

	永勝寺如来堂(安永3年1774)は18世紀後半に分類される												小計	
	16世紀後半		17世紀前半		17世紀後半		18世紀前半		18世紀後半		19世紀前半			
	3間仏堂	1	1	2	2	13	3	7	2	18	11	8	1	60

※推定年代が各世紀の中期とされているものは「後期」に含めた

参考文献1～3をもとに大野敏作成

永勝寺如来堂 写真



前面



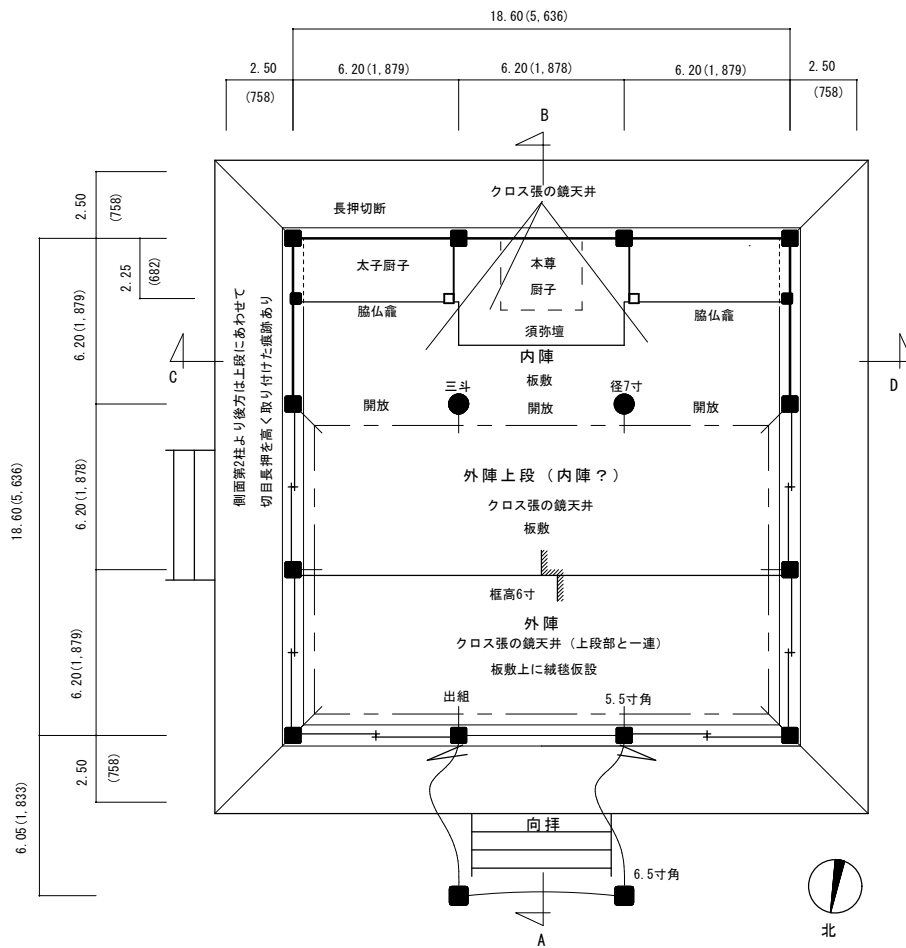
側背面（南東側）



如来堂内部 西側面



如来堂内部 丸柱列奥(内陣)の須弥壇と脇仏龕

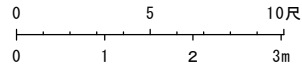


凡例

- 当初柱
- 後補柱
- 長押
- 〰 海老虹梁

図1 永勝寺如来堂現状平面図

数値は計画尺で()mm換算値を示す 作図:大野敏



向拝の手挟と垂木のおさまりから見て、
出梁の位置は旧状を踏襲している可能性が高い

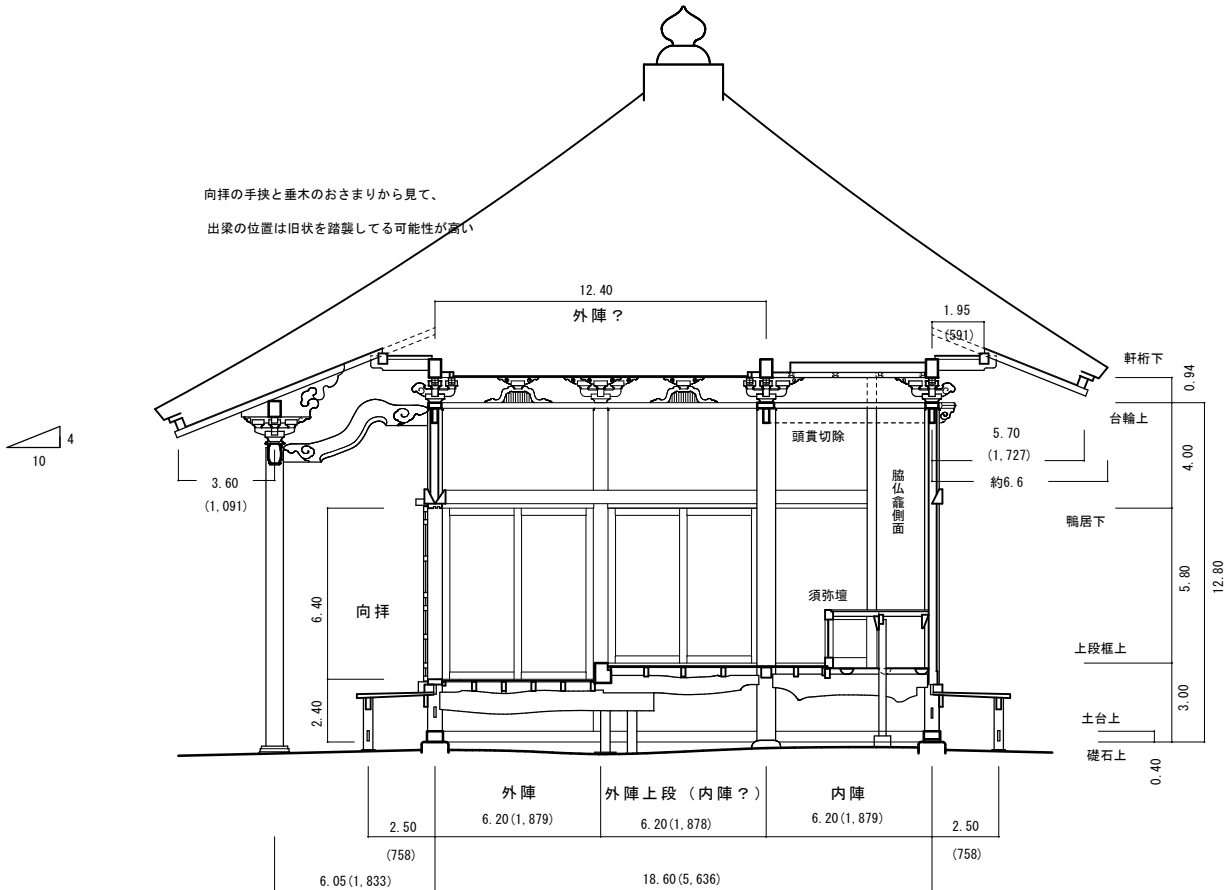
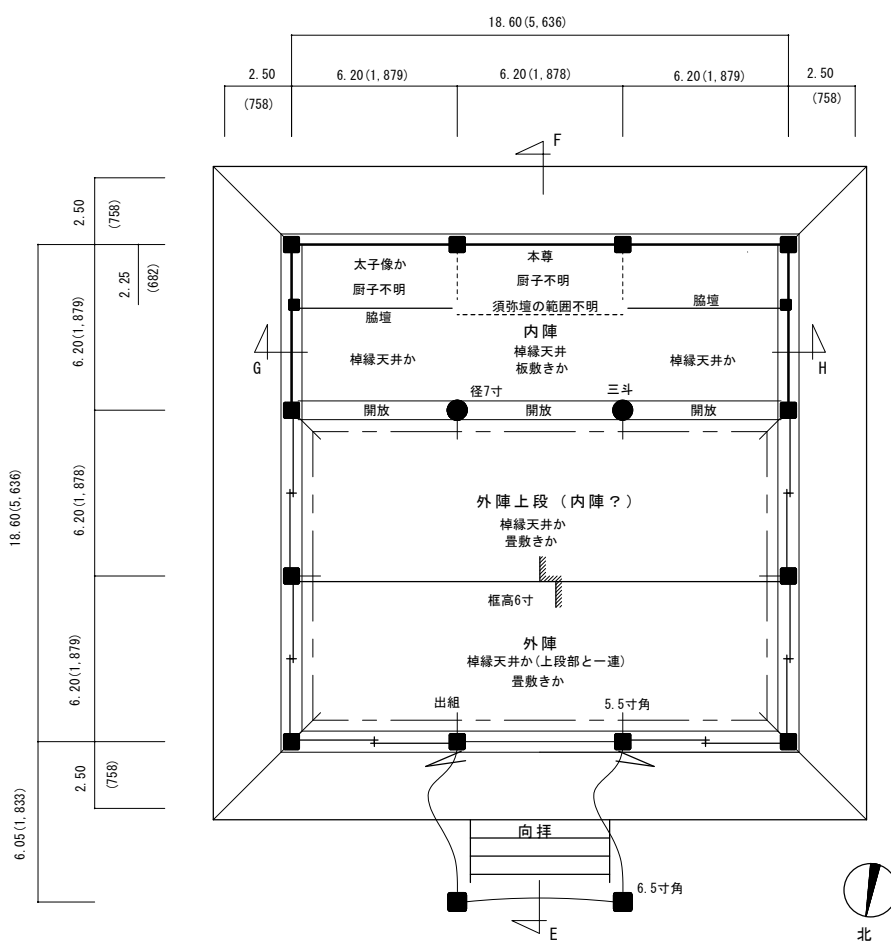


図2 永勝寺如来堂現状梁行断面図(A-B断面)

数値は計画尺で()mm換算値を示す 作図:大野敏

屋根は外観観察に基づく概形を描く



凡例
 ■ 当初柱 □ 復原柱 □ 長押 〰 海老虹梁

図3 永勝寺如来堂当初復原平面図
 (当初は脇壇形式で仏龕にはなっていなかった)
 数値は計画尺で0mm換算値を示す 作図:大野敏

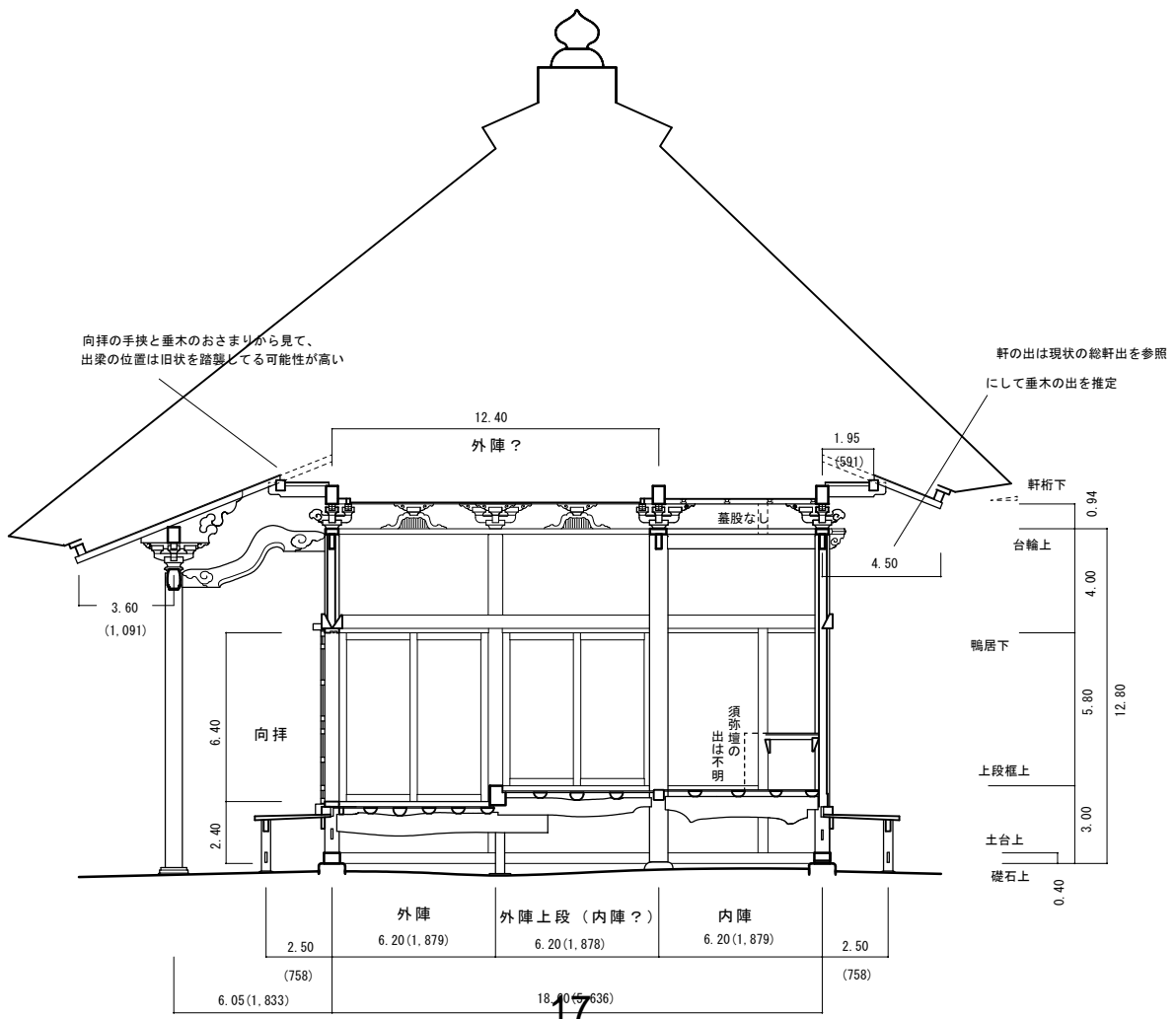
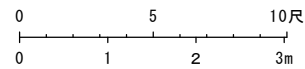


図4 永勝寺如来堂当初復原梁行断面図

数値は計画尺で0mm換算値を示す 作図:大野敏

茅葺き下地勾配は矩勾配(45度と想定)
 宝珠は現状の宝珠外観見取り図を利用

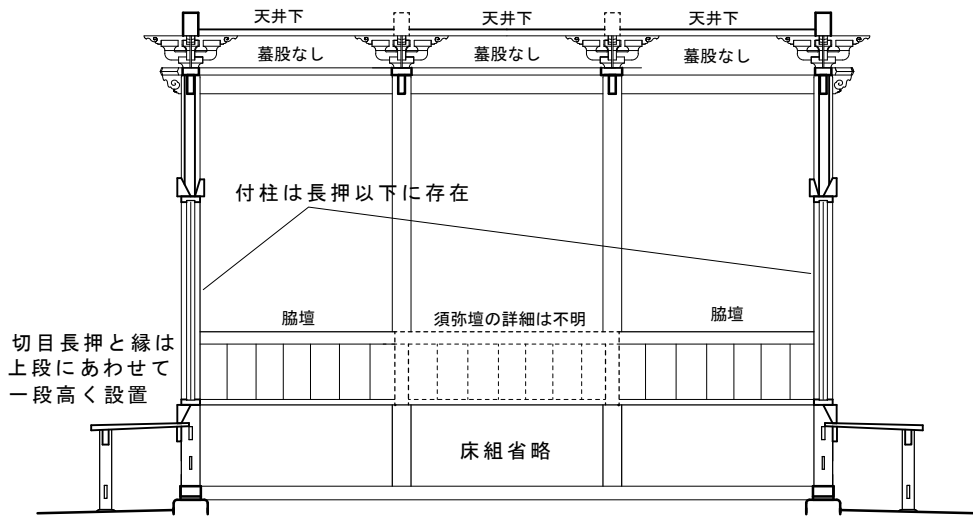


図5 永勝寺如来堂 当初内々陣造作推定正面図 (図3のG-H断面位置)

(当初は脇壇形式で仏龕にはなっていないかった)

作図:大野敏

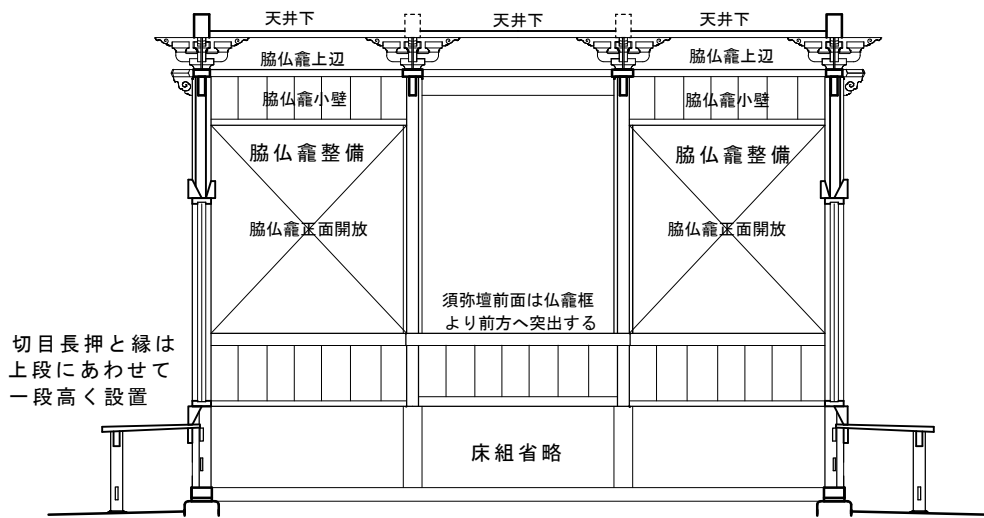
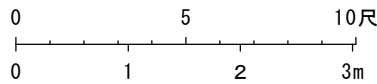


図6 永勝寺如来堂 中古の須弥壇および脇仏龕造作推定正面図

(脇壇を脇仏龕に改造した初期の形式)

作図:大野敏

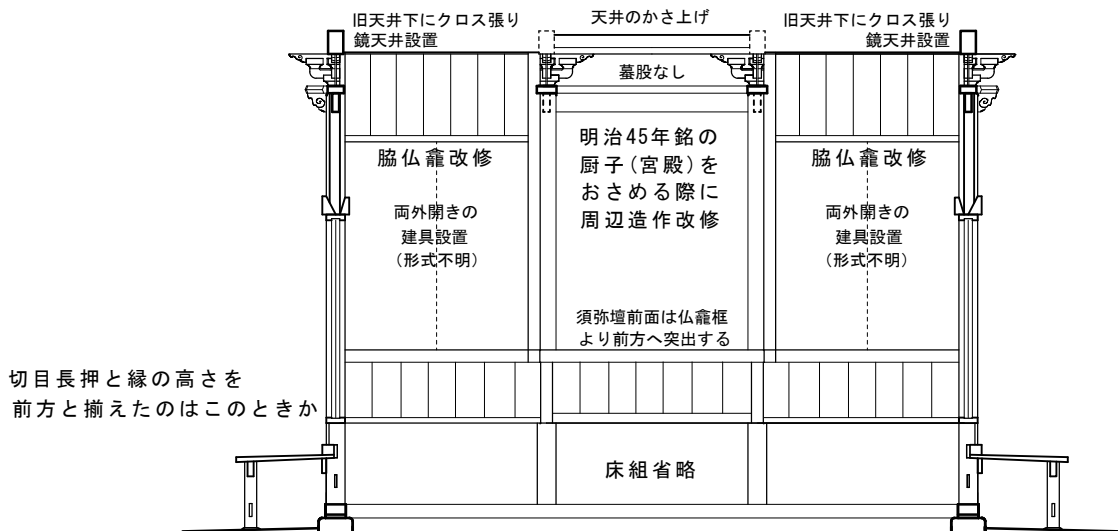
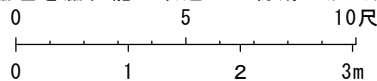
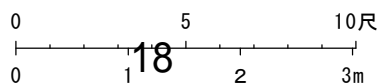


図7 永勝寺如来堂 明治45年の須弥壇・脇仏龕造作ほか改修後推定正面図

(図1のC-D断面位置)

作図:大野敏





1 永勝寺如来堂 正側面遠景 (本堂前から) 東屋の奥に如来堂正面向拝が見える



2 如来堂正側面 (北西から見る) 如来堂は境内南西方の谷戸奥のやや高い場所に北面して建つ。桁行3間・梁行3間(ともに18.6尺)、宝形造・銅板葺屋根で、正面中央1間に向拝を設ける。



3 如来堂向拝見上げ 虹梁の絵様、木鼻彫刻、墓股の意匠は18世紀後期頃の特徴を示し、過去帳が伝える安永3年(1774)建築は妥当といえる。



4 如来堂向拝側面見上げ 向拝柱と如来堂本体柱は海老虹梁で繋ぎ、向拝軒に手挟(か)ぎを配する。これらの絵様や彫形も18世紀後期頃の様式を示している。なお、屋根は本来茅葺きであったが、昭和30年頃に銅板葺に改修したという。その際に軒回りもすべて造り替えているらしい。本体軒は出桁造形式の「せがい軒」であるが、本体と向拝の組物部材のおさまりからみて基本的に旧形式を踏襲して新造したと考えられる。



5 如来堂正面脇間の軒見上げ 頭貫木鼻と臺股の絵様と刳形はやはり18世紀後期頃の特徴を示す。出桁造の内側部分に垂木割と同じ根太を掛けているが、こうした形式は珍しく、軒回りを造り替えたときに採用したものであろう。



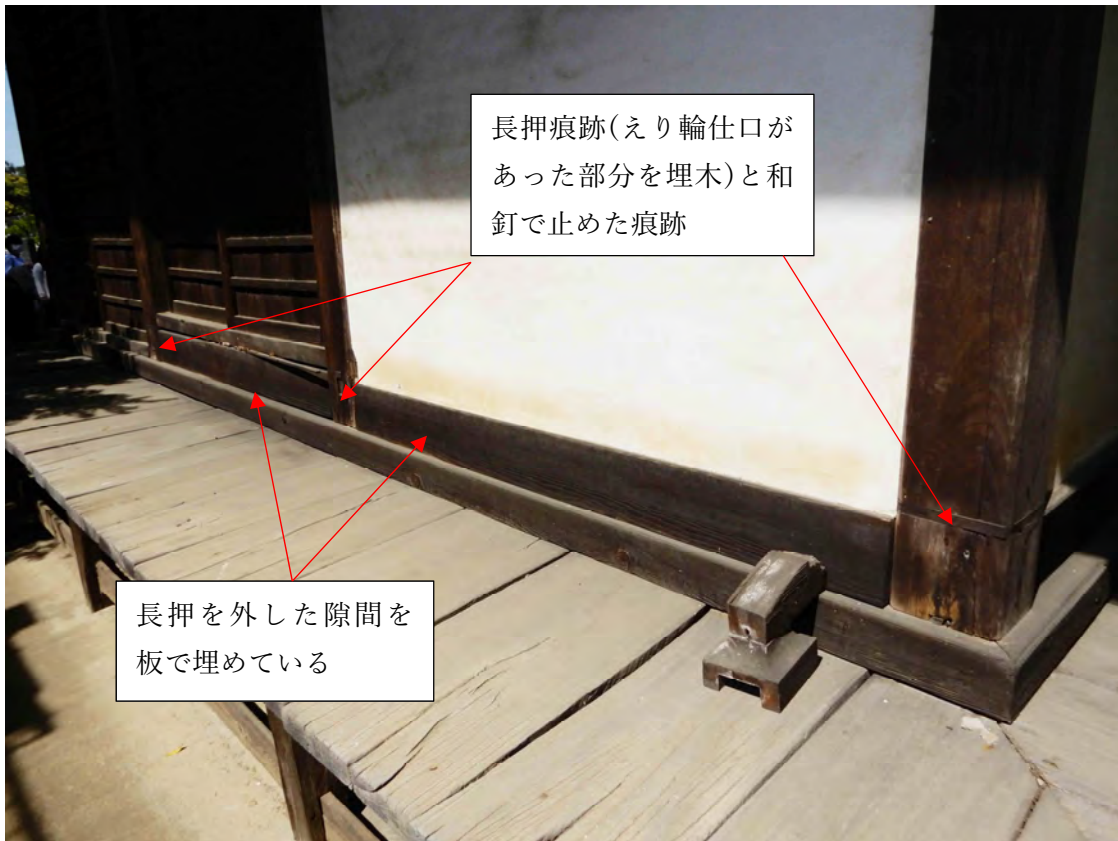
6 如来堂正面の建具 中央間はもろ折れ棧唐戸を藁座にて吊り込む。両脇間は舞良戸引き違いとする。建具は何れも本来の形式を良くとどめていると思われる。



7 如来堂背側面（南東から見る） 側面は東側面・西側面とも前端間と中央間に引き違い舞良戸(マイド)の開口を設けている。中央間の建具の下辺位置が高いが、これは内部が上段になっていることに対応している。現在切目長押は4周同高に取り付くが、本来は背側面上段部分は長押を高い位置に取り付けていた痕跡が残る。



8 如来堂東側面 上段境柱の旧長押痕跡



9 如来堂西側面後方の旧長押痕跡 (南西から見る) 右端に見える柱 (後端西隅柱) には上段に対応した長押の取付き痕跡と釘止痕跡が残る。長押を外したため縁との間の隙間を埋めるために板を取り付けている。



10 如来堂 柱足元 (東側面前端部) 建物は鎌倉石の基礎(延べ石)上に土台を据え柱を立て、柱足元を足固め貫で繋ぎ、柱外に貫板を釘止する。土台建形式は震災後の修理か否かは不明であるが、江戸時代の仏堂建築は柱が独立して礎石上に立つのが通例なので、改修されている可能性は高い。柱足元は比較的健全と思われる。



11 如来堂背面屋根全景 軒先付近の屋根面において盛り上がった部分が目立つ。一般的にこうした状態は、冬場に施工した銅板葺き屋根（伸縮した状態で施工）が、夏場に膨張することによって変形を来すものである。それを防ぐために施工時に一定の余裕を見るが、伸縮・膨張程度が想定以上であると、こうした変形を生じやすい。



12 如来堂背面軒下に保管されている旧如来堂敷居と思われる部材 こうした部材は本来の形式を伝える重要な無事なのでしっかりと記録を採ったうえで保管する必要がある。



13 如来堂内部 正面中央扉口から内陣(上段)を望む 内部は後方2間分を上段とする(床板は張替)。上段構えは框の取付状態や側面建具のおさまりから見て当初である。一方、上段の中央に丸柱による柱列を設け、丸柱から背面柱へ頭貫と台輪で区画する。天井・壁・建具は唐紙貼付仕上げであるが、現状の天井唐紙は屋根銅板葺きの際に施工したものであろう。柱・長押・組物等は、素木、白檀塗、塗装彩色の3種類の扱いが併存する。



14 如来堂内部 正面を見返す。正面両脇間の舞良戸は雨の吹き込みが渗んでくるようで、唐紙の傷みが大きい。開口部の外部周囲に辺付(小木片)を取り付けることにより、雨水の吹き込みは一定程度防げるだろう。



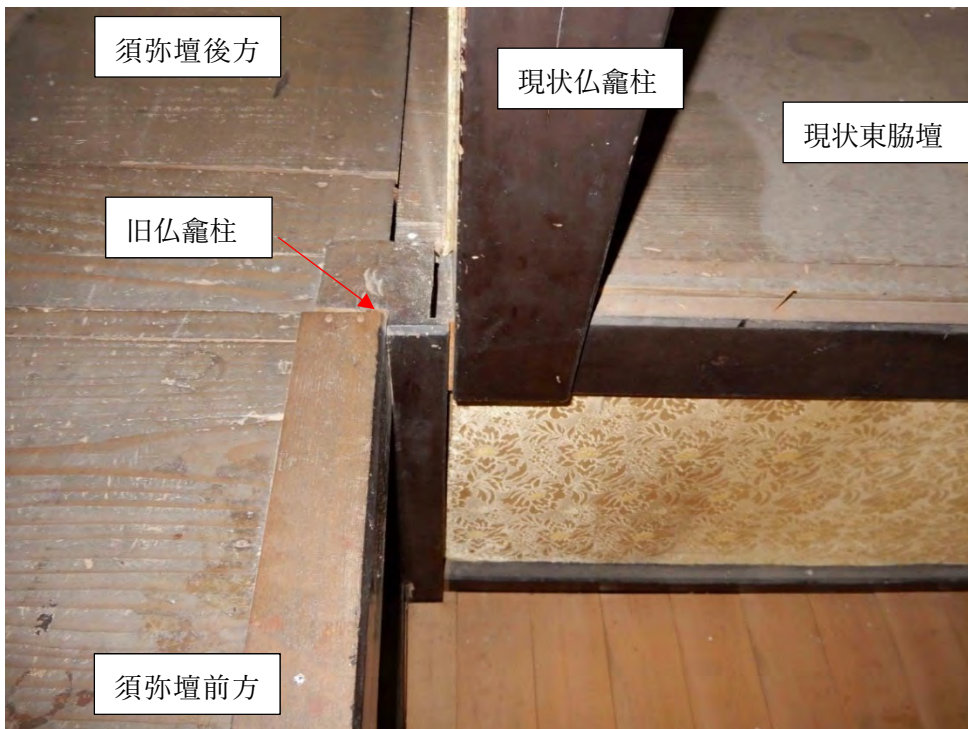
15 如来堂内部 正面中央間の双折れ棧唐戸見返し。古い扉が残っているようで、舞良戸と共に貴重な存在である



16 如来堂内部 西側面 上段区分と内部柱列の関係がよくわかる。間仕切がないのでどちらを内外陣境とするかの判断は難しいが、丸柱の柱列と天井区分で内外陣を判断すると写真の書入れのようになる。その場合、外陣後方が上段構えとなる。如来堂で法要を行う場合、外陣上段は僧侶の場となるという。以下の説明ではこの区分で説明する。一方上段框位置を内外陣境とすると、天井の区分との関係が説明しにくくなる。柱は全体的に頂部がやや前方に傾いているようである。天井は本来の天井(棹縁天井の可能性あり)の下に合板下地を設けてクロス張しているようである。



17 如来堂内部 丸柱列奥(内陣)の須弥壇と脇仏龕 丸柱列奥の方1間部分は丸柱と背面柱を頭貫と台輪で繋ぎ(現在頭貫は切除)を内々陣的に区画する。そして箱型須弥壇を設け、その上に明治45年銘のある厨子(宮殿)を配し阿弥陀如来立像を祀る(現在宮殿修理中で本尊は本堂に仮安置)。左脇仏龕内は厨子入の聖徳太子像(県文化財)を祀る(現在本堂に仮安置)。右脇仏龕内に安置していた像は不明という。写真の楕円内の脇仏龕柱はおさまりが姑息である。



18 如来堂内部 須弥壇と新旧脇仏龕柱のおさまり 上記写真の右側楕円部分の下方詳細。本来の脇仏龕柱を切断して、やや外側に新たに柱を設置したと思われる。現状柱は旧柱と付柱を繋ぐ框上に立てたもので、須弥壇上に明治45年銘の厨子(宮殿)を納める際に柱間を拡げる必要があった為と考えられる。



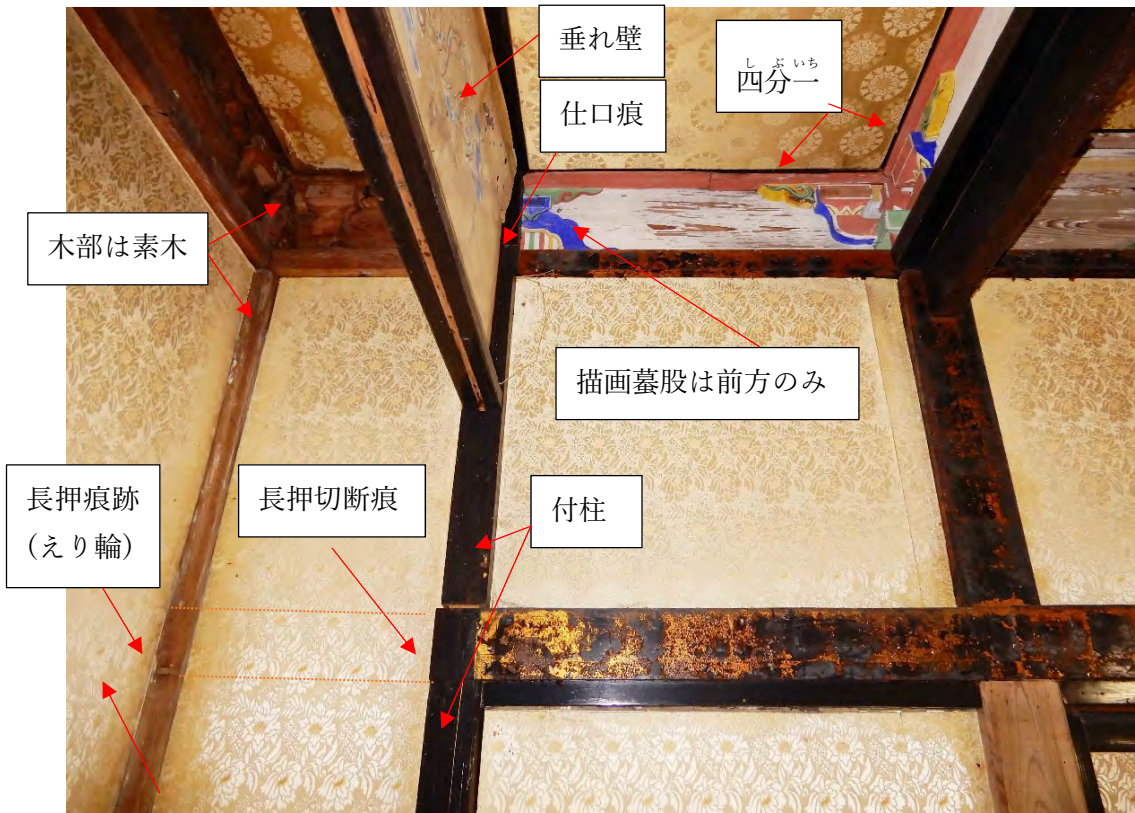
19 如来堂内部 丸柱列奥(内陣)の天井見上げ 丸柱と背面柱を繋ぐ頭貫を切除したのは、仏龕柱の変更を含めて現状宮殿安置のためと考えられる。この際、この部分の天井は棹縁を撤去して天井をかさ上げしてクロス張の鏡天井を設け、あわせて小壁部分に彩色や墓股の描画を施した。



20 如来堂内部 丸柱列奥(内陣)中央の須弥壇 内陣須弥壇後方に厨子(宮殿)を配置した形跡が残る。また、仏後壁の唐紙は厨子の幅寸法よりやや内側まで張り付けて、その内側は施工しない。下地は現状以前の唐紙下貼らしい紙もみられる。ただし下地の縦板はあまり古くないように見える。



21 如来堂内部 丸柱列奥(内陣)中央西側面上部 頭貫切断他改造状況 内陣西側面にも半分描画墓股が存在する。天井クロス張の仕事が粗い(脇間天井は黒塗の四分一取付)のは、小屋裏から施工したためらしい。



22 如来堂内部 丸柱列奥(内陣)西側面後端 内法長押を切断して脇仏龕造作を設置した状況 内陣西側面は、内法長押が後端柱まで延びていた。その後、脇壇に対応した付柱と垂壁を設けて仏龕状の造作を設けた。この際に仏龕部分の内法長押を切断した。描画墓股を含めた組物彩色と内法長押の金箔は仏龕部に存在しないので、塗装彩色は仏龕設置後に整えた。すなわち、内陣中央の現宮殿設置と現状脇仏龕形式の成立は同時で、それまで素木だった堂内に塗装彩色を施したと考えられる。



23 如来堂内部 丸柱列奥(内陣)脇間から須弥壇上の天井方を見上げる 脇仏龕内の組物は素木で、実肘木の絵様のみ黒塗する。この状態が本来の姿といえる。仏龕前の天井は、周囲に黒塗の四分一を取り付けて丁寧仕上げているが、仏龕内の天井と須弥壇上の天井は天井周囲に四分一をつけない粗い仕事である。特に須弥壇上の天井は宮殿をおさめたままクロス張りして小屋裏から下げておさめたようで、屋根を銅板葺きに変更した際でないといけない仕事といえる。



24 如来堂内部 丸柱列奥(内陣)東側面後端部の内法長押切断痕跡 西側面も同様である
長押は付柱に取り付けているので、少なくとも長押～床上まで付柱は長押と同時、もしくは以前から存在する。



25 如来堂内部 丸柱上部と組物詳細 内部組物は前方2間分の見え掛かり範囲について出組形式を採用し、天井桁を1手分迫り出している。天井は天井桁のわずか上に鏡天井(板天井)を設けてクロス張として四分一で見切る。おそらく本来は棹縁天井で、棹縁下に合板下地張りしてクロス張りしたと思われる。塗装は、黒漆塗りしたうえで(琵琶板を除いて)金箔を施し透漆塗り(いわゆる白檀塗り)のようであるが、現状は漆面が縮んで剥離が進んでいる。実肘木絵様は金泥塗りしている。



26 如来堂内部 丸柱の柱列の中備臺股詳細



27 如来堂内部 正面の中備墓股詳細 組物と中備は、金箔と透漆で仕上げる部分と、彩色する部分と、素木のまま絵様のみ黒塗りするものの3種類が存在する。素木の状態が当初形式と思われる(写真21,22参照)。



28 如来堂内部 内々陣側面の描画墓股詳細 墓股の描画は良く描けているが、おさまりから見て明治45年銘の厨子(宮殿)を納める際に施工したと考えるのが妥当である。



29 如来堂床下(正面の大引と柱足元) 外周部の柱は延べ石礎石上に土台を配して立てる土台建であるが、この工法が当初形式なのか否かは現時点では明確ではない。



30 如来堂床下 (上段境の框位置を見返す)



31 如来堂床下 (内部丸柱と背面柱を繋ぐ大引) 床板と根太はほぼ新材に取り替られているが、須弥壇下と脇仏龕下については古い床組が残っている。須弥壇下は床板の多くが取り外されている。側面には仏龕付柱と同じ位置には束立するが、これは長押下の束柱とは別材で比較的新しい。



3 2 如来堂床下 (須弥壇と脇仏龕ないふ) 中央の束柱は須弥壇上端で切断されている。元は仏龕柱であったと思われるが、当初まで遡るか否かは確認できない。風合いは須弥壇材より新しいようにみえる。



3 2 如来堂床下 (右脇仏龕内部)
仏龕付柱は足固貫位置で終わり、その下に延びる材は新しい。ただし長押下の付柱はおさまりから見て長押と同時代以前で、脇仏壇造作のために設置したものと見るのが妥当であろう。脇仏龕形式の成立は降るであろうが、須弥壇と脇壇は如来堂の完成時に存在していた可能性が高い。

横浜市指定記念物 天然記念物


1 種別及び名称	嶋崎金子稲荷社のタブノキ
2 員数	1本
3 指定年月日	昭和63年11月1日
4 解除年月日	令和4年8月25日(予定)
5 所在の場所	横浜市旭区西川島町59番7
6 所有者	■■■■■
7 解除の理由	伐採による樹冠の喪失
8 経緯	<p>倒木・落枝の危険性に対する所有者や周囲住民の不安等から、所有者が安全対策としてタブノキ伐採を実施した。 伐採後、教育委員会宛て報告がなされ、文化財保護審議会委員による現地確認を経て、7月5日所有者から滅失等届出書の提出がなされた。</p> <p>令和3年3月 : 所有者から横浜市教育委員会宛て、安全対策としてタブノキ伐採の意向が伝えられる。教育委員会からは可能な限り伐採を避け、手入れを行う場合現状変更手続が必要な旨を回答。</p> <p>令和3年4月26日 : 文化財保護審議会天然記念物部会にて状況報告。 令和3年7月5日 : 文化財保護審議会委員による現地確認実施。 適切な措置(土壌入替・空洞樹脂充填・添木等)により、弱った樹勢を取り戻せる可能性があることから、伐採の判断は尚早との見解が示された。</p> <p>令和3年8月上旬 : 横浜市教育委員会から所有者宛て見解を報告。 令和3年11月上旬 : 大雨等自然災害への不安から、所有者が安全対策としてタブノキ伐採を実施。</p> <p>令和3年11月22日 : 所有者から教育委員会宛てタブノキ伐採報告がなされる。</p> <p>令和4年2月8日 : 文化財保護審議会委員による現地確認実施。 令和4年7月5日 : 所有者、横浜市教育委員会にて調整のうえ滅失等届出書を提出。</p>
9 その他参考となるべき事項	
添付するもの	指定調書・写真

○伐採後の状況



○伐採後の状況（広域）



種 別	横浜市指定天然記念物
名 称	嶋崎金子稲荷社のタブノキ
種 別	天然記念物
所 在 地	横浜市旭区西川島町59番の7
所 有 者	
区 域	横浜市旭区西川島町59番の7
指 定 年 月 日	昭和63年11月1日
指 定 調 書	別紙のとおり
摘 要	

指定調書

嶋崎金子稻荷社のタブノキ

関東ロームの堆積によって形成されたクロボコとよばれる土壌の深い台地上の竹林と畑の間にひときわ目立つタブノキの単木がそびえている。樹高25m、胸高周囲6.25m、また樹冠のひろがりは東西に24.3m、南北に24mのみごとな樹形を形成している。樹齢は約300年と推定される大木である。樹勢は旺盛で枝葉もよく茂り、地域景観の象徴となっている。

日本の常緑広葉樹の代表的な樹種であるタブノキ (*Persea thunbergii* Koes term) は、かつて関東以西の海岸から15~20kmの沿海部で、土壌が深く、適湿な立地に広く照葉樹林として発達していた。このような恵まれた地域は耕作地として早くから使われてきた。したがって今日ではタブノキ林はもとより、この嶋崎・金子稻荷社のタブノキのような古木は単木的にもきわめて限られている。タブノキは横浜の原植生の主要樹種の一つであり、横浜市内でも海岸近くの台地上を覆うふるさと景観の象徴であった。しかし、耕作の発達と住民の増大により次第にその姿を消し、現在では全国的に見てもこのような大木として残されている例は極めて珍しくなっている。したがって横浜市其自然植生、自然的文化史とのかかわりあいなどの研究、また教育の対象としてもきわめて重要である。

なお、かつて広大なタブノキ林を形成していた単木のこのタブノキの老大木を維持するためには、林床にタブノキ林の構成種であった低木、草本植物などを密植し、小樹林的形で残すことが望まれる。



令和 4 年 5 月現在の市内指定文化財等

横浜市内指定・登録文化財数（令和 4 年 5 月現在）

類型	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	17	5	29	39	1	91
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術 工芸品	絵画	11(1)	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	35	0	0	59
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17(2)	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	7	0	0	11
		考古資料	1	9	7	0	1	18
歴史資料	5	0	6	0	4	15		
無形文化財	(演劇・音楽・工芸技術)	0	0	0	-	0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	2	6	0	13	21	
	無形民俗文化財	0	4	9	-	3	16	
記念物	史跡	5	3	7	0	74	89	
	名勝	2	0	1	3	0	6	
	天然記念物 (動物・植物・地質鉱物)	1	6	12	0	0	19	
文化的景観		0	-	-	-	-	-	
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	-	
計		87 (3)	78	166	42	98	471	

※()は内数で国宝

【参考】令和 3 年度 新たな指定文化財

種別	名称	員数	所有者	所在	指定年月日
県指定 建造物	神奈川県立図書館・音楽堂	2棟	神奈川県	西区	令和 3 年 8 月 13 日
市指定 彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	宗教法人 證菩提寺	栄区	令和 3 年 11 月 5 日
市指定 有形民俗	オシャモジサマ (奉納杓子)	1,145点	個人	青葉区	令和 3 年 11 月 5 日
		222点	宗教法人 本法寺	港北区	

令和4年度生涯学習文化財課文化財係 事業概要

事業項目		事業概要
文化財保護育成 修理事業	市指定文化財・地域文化財等の保存管理・保護育成	*所有者に対する管理奨励金の交付 *無形民俗文化財保護団体への補助金交付 *ミヤコタナゴ保護育成、普及啓発
	文化財修理補助	*指定文化財の所有者が行う修理等の補助 (令和4年度：總持寺倚松庵など)
文化財調査啓発事業	文化財調査研究事業	*指定文化財候補・地域文化財候補調査 *文化財総合調査 *巡回調査
	文化財保護啓発推進事業	*説明板等の設置、修繕 *指定・登録文化財展の開催
文化財保護審議会		*市内の文化財の保存・活用に関する調査・審議
埋蔵文化財保護事業	埋蔵文化財の把握・周知	*埋蔵文化財に関する問合せ対応
	現地確認調査	*開発事業者等との調整
	試掘調査	*緊急調査
	発掘調査	*発掘調査の監理 *小机城跡の発掘調査
	普及啓発	*埋蔵文化財センターでの出土品の展示、普及啓発 *出土品を活用した出前授業の実施
博物館等指定管理施設事業		*博物館等の管理・運営 【指定管理者：横浜市ふるさと歴史財団】 (詳細は資料8のとおり)
埋蔵文化財センター・史跡等管理事業		*埋蔵文化財センター、市内の指定史跡等の管理 【受託者：横浜市ふるさと歴史財団】 (詳細は資料8のとおり)
文化財保全整備事業		*旧川合玉堂別邸の敷地内境界部の崖地整備 *称名寺境内の崖地整備 *御伊勢山・権現山指定範囲内の維持管理
文化財保存活用地域計画策定事業		*地域計画(素案)の作成

小机城址の文化財調査について

小机城址は、港北区小机町に所在する中世城址です。文明10年(1478年)に「小机要害」として文献に初見し関東争乱の中で戦国大名小田原北条氏の勢力下に置かれていきました。小田原北条氏は、一族を城主に、古参の家臣を城代として務めさせるなど、領地経営の中でも重要視していたと考えられています。

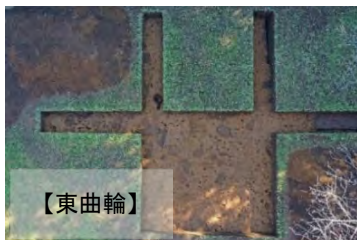
西から東に蛇行しながら流れる鶴見川は、市内でも主要な河川の一つです。その右岸、南から突出する樹枝状の丘陵先端部を占拠して築城された小机城址は、河川とそれに伴う湿地帯に守られた天然の要害です。

古くから城址として認識されており、地域の方々の様々な活動もあり、宅地化が著しい地域ですが、土地が切り売りされることもなく遺存している様相は、まさに奇跡的といっても過言ではありません。城址の範囲内には第三京浜道路が南北に縦走しており、一部の遺構を壊していますが、市内で群を抜いた遺存度の城址という価値は、事実として揺るぎようがありません。

小机城址は、先人の研究者によって何枚もの縄張図が作成されています。また、古絵図もいくつか残っており、研究の上で大変貴重な資料です。しかしながら十分な調査がなされた事例はなく、学術的な確証がない状況であったため、その実態を明らかにするために、発掘調査を望む声が高まってきました。これらの要望に応える形で、より良い保存と学術的な確証を図ることを目的とした確認調査を令和3年度に実施し、確認調査の結果、東曲輪調査区では、中世の掘立柱建物を想定させる柱穴跡群を発見しました。北空堀調査区では、埋没した堀斜面を検出し、中世土器(かわらけ)も出土しました。これらは新発見の埋蔵文化財であり大変貴重な成果です。

本成果は、地元の城郷地区の皆様を対象に現場説明会を行ったほか、横浜市歴史博物館では速報展示を行い、市民の皆様にお伝えしました。現場説明会には141人の参加があり、実際に発掘された遺構や遺物を間近で見させていただき、身近にある文化財への意識と発掘調査への理解を深めてもらう機会となりました。

令和4年度も確認調査を予定しています。



【東曲輪】



【北空堀】



【かわらけ】



【現場説明会】



【作業近景】

【用語解説】

要害：統治上や軍事的に重要な地点
 縄張：城址の範囲やその設計をすること
 曲輪：人為的に区画された平坦な場所で建物を建築
 空堀：地面を溝状に掘って造る防御施設



氏綱時代の北条氏の支配領域図

(黒田基樹『戦国北条五代』(星海社、2019年)より一部改変して作図)

国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について

金沢区の「称名寺境内」は、大正 11 年に国史跡に指定され、その後、昭和 47 年に周辺地区が追加で指定されました。

横浜市が昭和 53 年度から昭和 62 年度にかけて実施した、庭園苑池^{えんち}保存整備の一環として、昭和 60 年度に平橋、61 年度に反橋の復元架橋が実施されました。

その後、経年劣化による橋の腐朽に伴い、平成 19 年度に平橋、20 年度に反橋の復元整備、平成 30 年度に塗装改修工事を行いました。

日常管理の方法や天然素材由来の顔料を使用した塗装等の影響で、一部塗装が剥がれ、退色している状態だったため、令和 3 年度に腐食調査及び再塗装を行いました。



(1) 朱橋の現状調査の概要

史跡内構造物の調査であるため、破壊を伴わない非破壊での調査とし、目視調査、打音調査(打診棒使用)による腐食調査及び塗装の退色調査を実施。

〈調査結果〉(調査報告書より抜粋)

- ・ 重要部位の構造的強度低下について、懸念される部位でのおおきな劣化は確認されない。
- ・ 特に橋脚、床板での劣化は来訪者の安全にかかわるところであるが、今次の簡易調査では劣化は確認されない。
- ・ 前回の再塗装工事は平成30年度であり、施工後3年ほどで現状の劣化に至っていることになる。次回の塗装工事においては、耐久性の向上も検討したうえで材料の選定をすることが重要。また、耐久性のみでなく伝統的な色調を再現し、復元当初の発色となるよう顔料の調合を工夫する。
- ・ 自然の木材を材料としている橋梁であるため、一定期間ごとの架け替えの必要は免れない。その期間の延長をいかに図るかが検討の留意点となる。

(2) 朱橋の再塗装の概要

腐食調査報告書をもとに、文化庁と協議を行い、耐久性や伝統的な色調を考慮し、塗料を変更しました。

前回：下塗塗料に、水銀朱（赤・黄）、^{べんがら}紅柄、光明丹を混合

今回：オスモカントリーカラー（鳥居色）1種 *植物油ベースの自然塗料

- ・調色可能。調色することにより従来色彩の再現が可能。
- ・表面に塗膜をはるのではなく、内部に深く浸透するもの。
- ・他都市の史跡（山梨県 北口本宮富士浅間神社 大鳥居部分）で実績有 ※2年後の退色なし

塗装前（令和2年11～12月撮影）

塗装後（令和3年12月17日撮影）

①反橋 全景



②平橋 全景



③反橋 特に退色・摩耗が激しい部分



令和4年度（公財）横浜市ふるさと歴史財団 事業計画概要

新型コロナウイルス感染症は、これまでの集客を中心とした博物館の事業展開を根底から覆し、新たな博物館像を模索する契機となりました。

令和3年度に本格化した博物館資料のデジタル化、展示解説動画の配信、オンラインによる講演会の開催などデジタル化の取組を博物館全体で一層推進するとともに、アフターコロナを見据え、インバウンド対策として施設案内・展示解説の多言語化、障害者など多様な方々に博物館を訪れていただくために施設のバリアフリー化などを横浜市とともに進めます。

未来の横浜を担う児童生徒の郷土愛の醸成に向けては、博物館への児童生徒の受け入れのほか、授業で使える動画コンテンツ等の制作・発信など学校連携を強化します。

令和4年は鉄道開業から150周年を迎え、歴史博物館では、これに合わせて鉄道の歴史を伝える企画展を開催します。企画展は、博物館ファンの獲得に向けた重要な事業であり、**時宜に即した展示を柔軟に展開するとともに、効果的な広報にも力を入れていきます。**

これらの取組を財団全体で進めることにより、共有財産である文化財・収蔵資料を将来世代に継承していきます。

また、横浜市では、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである「文化財保存活用地域計画」の策定を進めています。当財団としては、横浜市とともに計画を仕上げ、計画に位置付けられた取組を着実に実行していきます。

その取組の一環として、横浜開港の象徴である「横浜開港資料館」とその周辺エリアの文化観光拠点化に向け、令和3年度に国の認定を受けた「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」に基づきハード、ソフト両面から事業を展開していきます。

このほか、災害や老朽化による施設の修繕対応や収蔵量がピークを迎えつつある博物館の収蔵庫の増設検討など安全・安心な施設管理、令和7年1月末に開館30周年を迎える横浜市歴史博物館の記念行事の検討、三殿台考古館の再整備に向けた検討などの課題について、横浜市をはじめとした関係機関、団体等と検討を進めます。

上記取組の推進、課題解決に向け、大学や研究機関など他団体と連携した取組を進めるとともに、事業に必要な財源確保の一環として、国や民間企業等が実施するさまざまな補助金・助成金の獲得、クラウドファンディングなどを通じた展覧会などへの協賛金、寄付金の受け入れなど**外部資金の獲得**に力を入れていきます。

このほか、財団職員のスキルアップに向けた研修の充実、職場環境の向上に向けた勤怠管理システムの導入にも取り組んでいきます。

こうした観点を踏まえ、令和4年度は法人経営を進めていきます。

事業項目	事業概要
<p>【財団本部事業】</p>	<p>1 組織運営 実践的な研修実施による人材育成、組織内役員会議等諸会議の開催など</p> <p>2 人事労務 職員採用、異動等雇用管理、給与・社会保険・税金関係など</p> <p>3 予算決算・財務管理 予算編成・執行管理、補助金・寄付金・協賛金確保調整など</p> <p>4 理事会・評議員会運営</p> <p>5 事業推進 協約目標管理・事業推進、エデュケーターによる学校連携事業など</p>
<p>【指定管理事業】 全体としての取組・事業</p>	<p>1 柔軟な発想と多様性を生み出す連携 共同研究推進、魅力的・時宜に適した企画展開、地域貢献、多様な組織との連携、子どもたちの学びの支援の実施など</p> <p>2 多様な組織との連携および地域への貢献開 港北区×歴博：小机城の普及啓発、小学校×全施設：施設見学受入、訪問授業、授業コンテンツ提供、横浜市大×歴博：共同資料調査と企画展の実施、地元商業団体×開港・都発・ユ文：「ハマフェス Y163」に参加</p>
<p>歴史博物館事業</p>	<p>【資料収集関連取組】 東海大学と館蔵資料整理等を博物館実習カリキュラムに組み込んだ「大学と博物館の協働による資料の保存活用事業」を実施 ほか</p> <p>【調査研究】 市域所在の中世資料の調査、市域の美術史の基礎的研究、小机城・小机地域にかかわる総合的研究 ほか</p> <p>【企画展】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展「みんなでつなげる鉄道 150 年-鉄道発祥の地よこはまと沿線の移り変わり-」（3～9 月） ・「追憶のサムライ-横浜・中世武士のイメージとリアル-」（10～11 月） ・「活字の世界」（仮）（12～2 月） ・「収蔵品展」（仮）（3～5 月） <p>【よこはま縁結び講中事業／開館 30 年記念事業の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁補助事業を活用した「よこはま縁結び講中」の継続 （港北・緑・青葉・都筑の北部 4 区の文化遺産を活用したイベント等） ・令和 7 年 1 月 31 日の開館 30 年にあたっての記念事業を検討

<p>開港資料館事業</p>	<p>【資料収集関連取組】 資料目録の作成・電子化（電子化した目録をホームページで公開）ほか</p> <p>【調査研究】 横浜開港資料館（旧館・新館）の建築資料に関する調査研究、近代横浜の戦争史研究、横浜開港資料館アーカイブ研究 ほか</p> <p>【常設展】 多言語展示解説アプリのコンテンツ作成、旧館1階の記念室（旧英国総領事執務室）の特別公開（6月） ほか</p> <p>【企画展】 「知られざるカメラマンチャールズ・ウィード-幕末維新の日本の風景-」 (1～3月)</p> <p>【旧館活性化事業】 中庭の整備（「たまくすの木」の樹勢維持、長寿命化のためのメンテナンス）</p>
<p>拠点計画推進課事業</p>	<p>【「横浜開港」資料のデジタルアーカイブ整備公開推進事業】 デジタルアーカイブの構築、高精細画像の作成 ほか</p> <p>【旧英国総領事館夜間公開事業】 ライトアップの実施とSNSでの情報発信 ほか</p> <p>【旧英国総領事館フォトジェニックスポット推進事業】 撮影規定類の整備、デモ写真を活用した情報発信とテスト企画</p> <p>【多言語アプリケーションの整備事業】 アプリケーションの開発、コンテンツの検討・作成</p> <p>【「横浜開港」資料の商品化事業】 試作品開発とブランド化戦略の検討、オリジナル商品コンテスト等の検討</p> <p>【「食べて楽しむ・買って楽しむ」施設機能拡充事業】 オリジナルスイーツ開発委託</p> <p>【旧英国総領事館等再整備事業】 旧館修繕工事実施設計、建築局など関係局調整、附属棟内装仕上げ工事 ※このほか、環境創造局による外構整備に向けた調整 ほか</p>
<p>都市発展記念館事業</p>	<p>【資料収集・整理・公開関連取組】 YouTubeで戦後ニュース映像「神奈川ニュース」を公開、戦後写真コレクションである「五十嵐 英壽・奥村 泰弘・常盤 とよ子撮影写真」の資料目録作成 ほか</p> <p>【調査研究】 ・昭和期「ヨコハマ」の観光とイメージに関する調査研究、戦中・戦後期の都市横浜に関する連携研究（市史・開港と連携） ほか</p>

<p>ユーラシア文化館事業</p>	<p>【常設展】 歴史的建造物である「旧横浜市外電話局」旧第一玄関での展示・集客事業館内ツアーを実施。多言語「横浜都市発展記念館展示解説アプリ」のコンテンツ作成 ほか</p> <p>【企画展】 ・「鉄道開業 150 周年 激震、鉄道を襲う！-関東大震災と横浜の交通網-」 (3～7 月) ・「鉄道開業 150 周年 横浜鉄道の歴史」(仮) (8～11 月)</p> <p>【調査研究】 ユーラシアにおける陶器の研究、芸能の研究 ほか</p> <p>【企画展】 ・「横浜ユーラシア文化館収蔵資料品展」(秋頃) ・アウトリーチ展示「横浜中華街の歴史と文化」(仮)(未定) ※中華街の一般公開スペースで実施 ・ウクライナ支援緊急企画写真展「姉妹都市 オデーサに思いを」を開催 (4/28～5/29) 寄付金と観覧料で総額 1,075,950 円の寄付金が集まった。</p> <p>【講座・講演／集客イベント等】 馬頭琴コンサート (モンゴル民話を学ぶ 2 年生等に異文化理解を深める)、大道芸(「横浜ユーラシア・スタチュー・ミュージアム」開催) 、ハマフェス参加 ほか</p>
<p>三殿台考古館事業</p>	<p>【資料収集・整理・公開関連取組】 出土品保管再整備 (出土品整理、展示中の遺物の補修・着彩、新たな復元等を継続)、記録資料のデジタル化 (写真や測量図面のデジタルデータ化) ほか</p> <p>【企画普及】 「いそっぴゴールデンウィーク 2022 スタンプラリー」(磯子区内の市民利用施設連企画)、「ダイヤモンド富士を見る会」「夜景を見る会」(夜景観賞会、天体観測イベント等を計画) ほか</p> <p>【体験学習】 弓矢打ち、勾玉づくり、土器づくり、土偶づくり、石器づくり、ひらひら凧づくり、火起こしなど各種体験教室を実施 ほか</p>

<p>【文化財業務委託事業】 埋蔵文化財センター事業</p>	<p>【埋蔵文化財整備】 神隠丸山遺跡の整理、神隠丸山遺跡報告書(縄文時代後期編)の刊行、出土品等保管再整備(市の委託で外部収蔵庫への移動作業を前提とした収蔵資料の内容確認・仕分け・台帳作成等を開始)、移管・寄贈資料の整理(デジタル媒体での発掘調査記録類の移管とデータ保管・管理を検討) ほか</p> <p>【普及啓発】 企画展「横浜の遺跡展」、講座「横浜の考古学」(舞岡熊之堂遺跡の戦争遺跡)(8~9月)、Webでの情報発信(イベントや最新ニュースなどをホームページやTwitter等でタイムリーに発信、埋蔵文化財の動画コンテンツをYouTubeで配信) ほか</p> <p>【発掘調査】 確認調査2件/本発掘調査1件、整理報告(舞岡熊之堂遺跡) ほか</p> <p>【施設連携】 お城 EXPO への出展(歴博と連携)(12月@パシフィコ横浜)、中世城郭の研究(仮)(R3の試掘調査結果を用いた小机城等の研究) ほか</p>
<p>史跡等管理事業</p>	<p>八聖殿郷土資料館の維持・管理、漁具や農具を中心とした収蔵資料の公開、地域住民・近隣小中学校へ普及事業等実施</p> <p>国指定史跡称名寺境内、県指定史跡稲荷前古墳群、県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群、上行寺東遺跡復元整備地の管理</p>
<p>【市史資料委託事業】 市史資料室</p>	<p>【調査研究】 戦中・戦後期の都市横浜に関する連携調査研究事業(都発・開港と連携)、戦前・戦後に関する調査研究(昭和戦前期の都市化や教育、戦後の市民生活を研究) ほか</p> <p>【資料活用事業】 市史通信の発行(第44~46号)、報告書の発行(展示会「戦後横浜-それぞれの出発」)、紀要の発行 ほか</p> <p>【資料公開普及】 閲覧室運営、展示会・講演会等の開催「教育の震災復興と戦争」(仮)(未定)図書館や市の施設等で開催される展示会・講座等への協力</p>

横浜市指定有形文化財 木造日蓮聖人坐像の修理について（報告）

1 趣旨

横浜市指定有形文化財について、横浜市文化財保護条例第 17 条 1 項に基づく届出がなされないまま修理が行われた。

○横浜市文化財保護条例（抜粋）

（修理の届出等）

第 17 条 市指定有形文化財を修理するときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 対象文化財及び修理方法

文化財名：横浜市指定有形文化財〔彫刻〕

木造日蓮聖人坐像 附 紙本墨書法華經および法華經書写目録 8 巻

所有者：宗教法人上行寺（金沢区六浦 2-2-12）

指定年月日：平成 27 年 11 月 13 日

修理対象：木造日蓮聖人坐像（本体）

修理期間：平成 30 年 3 月～令和 3 年 3 月

修理方法：①古い彩色を落とす ②寄木箇所を解体し、古い膠の除去
③組み立て・玉眼嵌入 ④欠損箇所の復元製作
⑤胡粉下地・盛上げ彩色 ⑥金箔下地塗り
⑦金箔押し ⑧極彩色

3 経過

- ・令和 3 年 10 月下旬 所有者から修理を行った旨の報告を受ける
- ・令和 3 年 11 月 所有者へ『修理報告書』の提出依頼
- ・令和 3 年 12 月 訪問
 - ・対象物の確認及び写真撮影
 - ・文化財保護条例における所有者の責務及び届出の諸手続きについて説明
- ・令和 4 年 1 月 美術工芸部会へ報告
- ・令和 4 年 2 月 訪問
 - ・『修理報告書』の受理
- ・令和 4 年 3 月 修理届出書の受理

4 今後の対応

- ・所有者に対して改めて注意喚起を行う。
- ・文化財所有者に対して、必要な手続きを定期的に周知する。
- ・今後、新たに指定等を行う文化財所有者に対して、条例等の法令の趣旨や必要な手続きについて説明を丁寧に行う。

【参考写真】木造日蓮聖人坐像

